

新型コロナウイルス感染症対策としての主な新規事業

昨今の新型コロナウイルス感染症拡大をうけ、基山町では様々な新規事業を実施しています。新生児特別定額給付金や、ひとり親家庭への特別給付金等、個人向けの給付金事業も行っておりますので、事業の詳細については担当課にお問い合わせください。

また、一覧表以外にも活用できる既存事業も多数あります。お気軽にお尋ねください。

▽個人向け

名称等	対象・条件等	内容	問合せ先
新生児特別定額給付金事業	4月27日(国の特別定額給付金の基準日)を過ぎて出生した新生児	【給付金】 1人に対して5万円 	こども課 ☎92-7968
高校生の受診支援事業	子どもの医療費助成事業の助成範囲を高校生の通院まで拡大(保険診療分)	【助成金】 医療機関ごとに上限500円を月2回、受診者でお支払いいただき、それを超えた全額 ※令和3年1月診療分から	
生活支援特別給付金支給事業	非課税世帯、一人暮らし高齢者世帯、生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯等いずれかに該当する場合 ※その他対象・条件等は6ページ参照。	【給付金】 ・1世帯にあたり2万円 ・15歳以下の子どもがいる世帯に対して1万円上乗せ	福祉課 ☎92-7964
ひとり親家庭への特別給付金	児童扶養手当受給世帯の児童	【給付金】 1人当たり1万円	健康増進課 ☎92-2045
プレミアム商品券事業 ※事業者・個人向け 	プレミアム商品券の購入希望者 ※引換販売期間の終了後に、引換券を持っていない方への直接販売を行います。	券種によって、プレミアム率10%、30%、40%の商品券 ・引換期間8月22日(土)～28日(金) ・直接販売9月1日(火)～売切まで	産業振興課 ブランド化推進室 ☎92-7945

▽農家・農業法人向け向け

名称等	対象・条件等	内容	問合せ先
高収益作物次期作支援交付金 	- 令和2年2月から4月の間に野菜、花き、果樹、茶について、出荷実績がある、又は廃棄等により出荷できなかった生産者 ※5月以降に出荷を開始した場合の支援対象については、今後の公募の際に提示。 - また、野菜、花き、果樹、茶以外の高収益作物は、都道府県と国との協議により、都道府県単位で追加の場合あり。 ・交付対象となる取組を行われた生産者 ※対象となる取組の詳細についてはお問い合わせください。	【交付金】 ▷交付内容1 ①基本単価 5万円/10a (中山間地域では単価を1割加算) ②施設栽培のうち高集約型品目 施設栽培の花き、大葉及びわさび 80万円/10a 施設栽培のマンゴー、おうとう及びぶどう 25万円/10a ▷交付内容2 取組を行われた場合 2万円/10a ▷交付内容3 高品質なものを厳選して出荷する取組を行った人数・日数に応じ1人・1日あたり2,200円を交付	【JA 組合員・部会員】 JA 東部営農経済センターとす事業所 ☎83-4771 【その方以外の方】 産業振興課 農林業振興係 ☎92-7945



「自社会館をもたない葬儀社」だからこそご提案できる

自宅葬・寺院葬で“故人と家族の想い最優先”のご葬儀を



【シンプルプラン】

248,000円(税別)

※追加料金は発生しません。

適正価格・確かな品質・透明性を大切にしています。

株式会社天の川
社長 天野二夫

広告

有料広告



天の川

☎0120-85-7851

〒841-0032 佐賀県鳥栖市大正町789-12(佐賀銀行の北隣)

24時間対応 年中無休

天の川 自宅葬 検索

QRコード



LINE



▽企業・個人事業者向け

名称等	対象・条件等	内容	問合せ先
セーフティネット保証 4号・5号の認定	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、 売上が前年同月比で20%以上減少(4号)、 5%以上減少(5号)した事業者	【融資保証】 事業継続のため一般枠とは別枠で受ける融資の保証 4号：借入債務の100%保証 5号：借入債務の80%保証	産業振興課 ブランド化推進室 ☎92-7945
中小企業者事業継続 緊急支援事業 	売上金が減少している中小企業者 ※基山町において、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因した中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けていること。 【追加支援】 中小企業者事業継続緊急支援金の支給を受けた事業者で、セーフティネット4号保証の認定申請月から2か月を経過した後の任意の1か月間及びその後の2ヶ月間において、前年同期間比で20%以上減少している事業者。	【支援金】 4号認定を受けた月(追加支援にあっては申請の月)の事業所の家賃(土地賃借料を含む)及び事業を営む上で使用する駐車場の賃貸料の総額の5割(1月当たりの限度額10万円)の3カ月分又は売上金の減少に対する緊急支援金10万円	
緊急雇用 マッチング事業	就労の機会を失った個人を労働者として取り入れる事業者	【助成金】 雇入れ1人に対して15万円 	
医療機関感染防止 対策費助成事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営等に影響が出ている医療機関	【助成金】 1医療機関に対して上限10万円 	健康増進課 ☎92-2045

▽その他

名称等	内容	問合せ先
新型コロナウイルス感染症に関する証明書 交付手数料の免除	新型コロナウイルス感染症に関する各種支援制度を利用する場合に添付書類として必要となる証明書の交付手数料を免除。	住民課 ☎92-7932
公共施設における 感染症等拡大防止事業	図書館、町民会館、総合体育館にサーマルカメラを設置する等、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するための環境整備。	まちづくり課 ☎92-7935
放課後児童対策事業	放課後児童教室に通う児童同士の間隔を保つため、また、空気換気を効率よく行うため、放課後児童教室の改修を行う。	こども課 ☎92-7968
防災活動支援	避難所9施設・福祉施設等にアルコールなどの消耗品や医薬材料の備蓄を行い、自然災害が発生した場合に備えて避難所等においても新型コロナウイルス感染症拡大を防止するための環境を整備する。	健康増進課 ☎92-2045
新たな災害対応 スタイル構築事業	備蓄品を集約化し避難所における感染症等への感染リスクを軽減、感染拡大を防止するため、防災倉庫の設置や避難スペースを確保するための消耗品等を整備する。	総務企画課 ☎92-7915
GIGA スクール構想 推進事業	小中学校の児童生徒1人に1台の学習用タブレットを配備し、デジタルコンテンツの活用やオンライン学習により、新型コロナウイルス感染症による学校の長期休業にも対応でき、子供たちの学びを保証できる環境を整備する。	教育学習課 ☎92-7980

生活支援特別給付金の支給について

問 福祉課 ☎92-7964

基山町では、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、経済的な支援が必要な世帯に対して特別な給付措置として、「生活支援特別給付金」を支給します。

▽支給対象世帯

給付金は、基準日（令和2年6月30日）時点において、本町の住民基本台帳に記録されている方で、次のアからケまでのいずれかの要件に該当する世帯の世帯主に、1世帯あたり2万円を支給します。

- | | |
|-------------------------------|-------------------------|
| ア 令和2年度の市町村民税非課税の世帯（※） | イ 65歳以上（年度末時点）の一人暮らしの世帯 |
| ウ 生活保護受給世帯 | エ 児童扶養手当受給世帯 |
| オ 特別児童扶養手当受給世帯 | カ 重度心身障害者医療費受給資格者が属する世帯 |
| キ 就学援助者が属する世帯 | |
| ク 18歳以下（年度末時点）の子どもが、5人以上属する世帯 | |
| ケ 要介護4又は要介護5に該当するものが属する世帯 | |

（※）令和2年1月2日以降に、基山町に転入された世帯で、非課税世帯に該当する場合は、転出先の市町村から非課税証明書を取ってきていただき、福祉課に提出してください。

▽追加支給

アからケのいずれかに該当し、基準日において15歳以下（年度末時点）の子どもが属する世帯に、1世帯あたり1万円を追加で支給します。

▽申請方法

町から対象者世帯に郵送で通知します。給付金を希望しない場合は、9月4日（金）までに福祉課までご連絡ください。給付金の振込みは、特別定額給付金（1人10万円）で申請があった世帯主の口座に振込みます。振込み口座の変更が必要な場合や、ご不明な点がある場合はお問い合わせください。

基山町新生児特別定額給付金の支給について

問 こども課 こども家庭係 ☎92-7968

基山町では、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国の特別定額給付金の支給対象とならない令和2年4月28日以降に生まれたお子さまを対象に、「基山町新生児特別定額給付金」を給付します。

▽対象児

令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれたお子さま

▽支給対象者

対象児の父又は母であって、出生時において本町の住民基本台帳で対象児と同一の世帯に記録されている者で、申請時に町内に住所を有する者

▽支給金額

対象児一人につき5万円

▽申請方法

支給対象者へ「新生児特別定額給付金支給申請書」を郵送又はこども課でお渡ししますので、必要事項を記入し、必要書類を添えて役場へ郵送または持参してください。

▽申請期限

令和3年3月31日（水） ※郵送の場合は令和3年3月31日（水）必着